平成２７年（フ）第２１６２号
横浜市都筑区東方町1291番地１　㈱ジーエフシーサービス寮
破産者　三戸　明宏
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２０２号
神奈川県藤沢市石川６丁目３番地の27　ウィスタリア101
破産者　関野　　淳
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２５４号
横浜市金沢区富岡西４丁目２番１号
破産者　濱岡　志行
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２５５号
横浜市中区松影町１丁目４番地９　ライジングプレイス石川町401号室
破産者　古屋　可江（旧姓横須賀）
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２８３号
横浜市中区弥生町５丁目48番地４　クリオ大通り公園壱番館506号室
破産者　水谷　　薫
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２８８号
横浜市磯子区中浜町14番36号
破産者　松野　健太
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３００号
横浜市青葉区美しが丘４丁目32番地９　アンディヴェールⅢ－206
破産者　橋口　政和
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３０２号
横浜市中区本牧町１丁目58番地４
破産者　吉田眞佐子
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１号
横浜市西区戸部本町12番２－501号
破産者　會田　能隆
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３１号
福井県鯖江市柳町３丁目５番12号　メゾンカタヤマ．303
破産者　石井　克明
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４０号
福井県坂井市春江町中庄第38号18番地
破産者　大館紀美子
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８７号
香川県高松市宮脇町１丁目５－18　ＮＰビル501号室、住民票上の住所香川県高松市丸亀町７番地11
破産者　糸瀬早智子
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３３号
香川県観音寺市村黒町405番地１
破産者　川崎　賢一
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第３７号
香川県三豊市高瀬町羽方499番地、住民票上の住所香川県三豊市豊中町岡本580番地14
破産者　鈴木　章仁
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第４２２号
神奈川県小田原市蓮正寺48番地の26　政香荘Ｂ棟、前住所神奈川県小田原市桑原633番地の３
破産者　鈴木　和幸
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２３５号
盛岡市北飯岡２丁目13番６号　ベルミニョン102号
破産者　松村　美香
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第４２号
富山県高岡市京田330番地
破産者　清水　幸枝
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第２２号
京都府福知山市荒河東町72番地　カサベルデＡ101号、破産手続開始決定時の住所京都府福知山市字堀1681番地の６
破産者　四方　宏和
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係